

## 1 議事日程（5日目）

〔平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成21年3月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第2号 上水道の給水協定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第3号 下水道の排水協定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第5号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第6号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第12号 太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第13号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第14号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第15号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第16号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第17号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第18号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第19号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第15 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第18 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

(環境厚生常任委員会)

- 日程第19 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第20 議案第25号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第21 議案第26号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第22 議案第27号 平成21年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第23 議案第28号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第24 議案第29号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第25 議案第30号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第26 議案第31号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第27 議案第32号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第28 議案第33号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第29 議案第34号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第30 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 議案第37号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第32 議案第38号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第33 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第34 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書(環境厚生常任委員会)
- 日程第35 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第36 選挙第2号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について
- 日程第37 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 発議第2号 特別委員会(議会広報特別委員会)の設置について
- 日程第39 議会運営委員会委員長の交代について
- 日程第40 議員の派遣について
- 日程第41 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴  | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |

7番 橋本 健 議員  
9番 門田 直樹 議員  
11番 安部 啓治 議員  
13番 清水 章一 議員  
15番 佐伯 修 議員  
17番 田川 武茂 議員  
19番 武藤 哲志 議員

8番 中林 宗樹 議員  
10番 小柳 道枝 議員  
12番 大田 勝義 議員  
14番 安部 陽 議員  
16番 村山 弘行 議員  
18番 福廣 和美 議員  
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	井上 保 廣	副市長	平島 鉄 信
教育長	關 敏 治	総務部長	石橋 正直
協働のまち 推進担当部長	三笠 哲 生	市民生活部長	関岡 勉
健康福祉部長	松永 栄 人	建設経済部長	木村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古川 泰 博	教育部長	松田 幸 夫
総務・情報課長	木村 甚 治	経営企画課長	今泉 憲 治
市民課長	木村 和 美	人権政策課長兼 人権センター所長	津田 秀 司
福祉課長	宮原 仁	子育て支援課長	花田 正 信
都市計画課長	神原 稔	上下水道課長	宮原 勝 美
中央公民館長	木村 努	市民図書館長	吉鹿 豊 重
監査委員事務局長	井上 義 昭		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石 純 一	議事課長	田中 利 雄
書記	浅井 武	書記	花田 敏 浩
書記	茂田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第2号「上水道の給水協定について」から日程第4、議案第6号「市道路線の認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第2号「上水道の給水協定について」及び議案第3号「下水道の排水協定について」、議案第5号「市道路線の廃止について」及び議案第6号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第2号について報告いたします。

本協定は、市民の生活用水確保及び水道事業の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と相互に給水を行う給水協定を締結しており、この協定が3月31日で失効するため更新するもので、今回新たに締結する期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とのことです。

質疑では、筑紫野市から太宰府市への給水している戸数が40戸、太宰府市から筑紫野市へ給水している戸数が53戸あり、その水道料金は給水している市が徴収していることを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第2号については委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号について報告をいたします。

本協定は、市民の生活環境改善及び下水道事業の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と相互の排水管を活用し、排水を行う排水協定を締結しており、この協定が3月31日で失効するため更新するもので、今回新たに締結する期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とのことです。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号については委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号について報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。今回提案されました市道路線の廃止は4路線で、前田道第1支線は路線の廃止をしていなかったため今回廃止するもの、前田線、向佐野・前田2号線は佐野土地区画整理事業での廃止路線から漏れていたため今回廃止するもの、芝原・般若寺1号線は道路計画を予定していたが実施しないので廃止するものと補足説明がありました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第5号は委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第6号について報告をいたします。

今回認定される路線は合計5路線で、吉ヶ浦9号線、吉ヶ浦10号線は開発により帰属を受けるもの、松川2号線は寄附を受けるもの、関屋3号線、関屋4号線は通古賀土地区画整理事業に伴い帰属を受けるものとの補足説明がありました。

本議案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第6号は委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第2号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第3号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第5号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第2号「上水道の給水協定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第3号「下水道の排水協定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第5号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」及び日程第6、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」及び議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第7号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案につきましては、実施区域は大字通古賀及び大字国分のそれぞれの一部で御笠川と西鉄天神大牟田線に囲まれた区域で、面積は両地区合わせて約13ha、対象世帯は約200世帯、実施基準日は本年11月中旬ごろを予定しており、実施方法は街区方式で行うということで、議会の議決を求められたものです。

また、本件につきましては、住居表示に伴う町の区域の設定についてとして字の区域及び名称変更案を次回6月定例会において提案する予定で進行しているとのことでした。

質疑におきましては、町名の決定に当たっては慎重に地元と協議するよう要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号につきましては委員全員一致で可決すべ

きものと決定しました。

次に、議案第11号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために交付される国庫補助金の受け入れに伴い、基金条例を制定するというものです。

この条例の主なものは、基金の額は介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とすること、最も確実かつ有利な方法により保管すること、運用益や介護保険事業特別会計の計上し基金に編入すること、第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てること等であります。

また、附則におきまして、この条例は平成21年3月31日から施行し、平成24年3月31日までの時限的なものと定めております。

本議案に対する質疑では、平成21年度の介護報酬の改定に伴い、この基金が介護従事者にきちんと反映されているかという監視体制を考えているかという質問に対しまして、今後県とも協議しながら市として何らかの形でチェックをし、反映されているか調査していきたいとの回答を得ています。

さらに、この基金に積み立てられる特例交付金については永続的に交付されるのかという質問に対しましては、国の決定で3年間の計画の中の最初の1年半分しか交付金として繰り出されず、あとは市の単独費用になるか介護保険料に上乗せになると考えているとの回答でありました。

また、執行部より、市内の介護従事者の数については県が登録指定しているので市では具体的に把握してないという説明を受けたことに対し、委員から、見込みと実際では上乗せ額が大きく違ってくることも考えられるので、県と相談して実態調査をしておいてもらいたいとの要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第14まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第7、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」から日程第14、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第12号から議案第19号

について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」、本議案は、平成13年の太宰府市開発行為等整備要綱の改正により、開発行為に伴う学校施設等の建築及び取得資金に充てるための事業主負担の規定が削除され、要綱改正以降、新たに積み立てられる金額が少なくなった。本年度までは、要綱改正までに積み立てられた金額及びその利子で運用していたところ、その残高が少額となったことから条例を廃止するものであるとの補足説明がありました。

委員からは、残高及び繰り出し先について質疑があり、平成20年12月22日現在の残高は約10万8,000円で、本年3月31日をもって一般会計に繰り入れるとの回答がありました。

これについての討論はなく、採決の結果、議案第12号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、本議案は、引用していた法の廃止、全部改正により、条例第2章の規定を適用しない個人情報の定義について整理するものであるとの補足説明がありました。

これに対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第13号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、本議案は、国家公務員の例に準じ、職員の1日当たりの勤務時間の範囲を8時間から7時間45分に改めるものや、育児または介護に従事する職員の時間外勤務の制限など規定の整備を行うもの、また年次休暇の付与を暦年単位から年度単位に改めるものであるとの補足説明がありました。

これに対して委員から、午後3時の休息時間の有無、昼の休憩時間が45分になったことに対する職員組合の意見などについて質疑があり、執行部からは、休息時間としては現在は特に設けていないこと、賛否はあるものの当面は休憩時間を45分とし、今後も協議は続けていくなど回答がありました。

なお、近隣の飲食店の影響について検証してほしい、また休憩時間が1時間となるよう検討してほしいとの要望がなされております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第16号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して報告をいたします。

本議案は、厳しい財政状況にかんがみ、平成20年度に引き続き、市長の給与を10%、副市長及び教育長の給与を5%カットするものであるとの補足説明がありました。

議案第15号についての質疑はありませんでしたが、議案第16号について委員から、カットす

ることによって総支給額が一般職員と逆転しないか質疑があり、執行部から、現在のところそういう状況にはないが今後も検証していくとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号及び議案第16号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、本議案は、職員の勤務時間を8時間から7時間45分とすることに伴い、これに合わせ時間外勤務の範囲を改めるものであるとの補足説明がありました。

これに対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、本議案は、昨年12月の税制審議会答申を尊重し、適用期間を3年間延長、平成24年5月22日までとするものである、との補足説明がありました。

委員からは、みらい基金が創設された場合、歴史と文化の環境税と並行していく形になるのか、適用期間の改正は可能かについて質疑があり、執行部からは、税制審議会、みらい基金創設特別委員会等の意見を聞きながらどういった形が一番いいのか判断をしていきたい、適用期間の改正は可能であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本議案は、国のガイドラインである1学童保育所の入所児童数70人を超える水城西学童保育所、入所児童数が多い太宰府西学童保育所及び国分学童保育所の定員を増やすものであるとの補足説明がありました。

委員からは、改正後の定員に対して施設の広さは適正なのか、指導員の資格及び配置などについて質疑があり、執行部からは、施設の広さを勘案した上での定員増であること、資格について教員や保育士の資格を持っている方が優先して雇用しているが、中には資格を持っていない指導員もいること、また配置について、基本的に1学童保育所につき嘱託指導員2名、その他臨時職員とし、入所する児童の数によって判断していくことなど回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第19号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第12号から議案第19号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第16号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第17号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時52分〉

○議長(不老光幸議員) 議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15と日程第16を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第20号及び第21号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本議案は、第1号被保険者の介護保険料基準額改定に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、保険料の所得段階を現在の6段階方式から8段階方式にし、保険料を改正することです。

保険料につきましては、第1段階の「生活保護受給者」から第3段階の「住民税世帯非課税で合計所得金額が80万円以上」までの低所得者につきましては上昇額を0に、また第4段階を「住民税本人非課税で課税世帯に属しており合計所得金額が80万円未満と以上」の2つに分け、80万円未満世帯を第4段階弾力化として月額マイナス280円、また80万円以上の世帯を第4段階とし、月額プラス160円、第5段階の「住民税本人課税で所得が200万円未満」では月額マイナス460円、改正前ですと第6段階の「住民税本人課税で所得が200万円以上」で上限であったところを、さらに3段階に分け、新第6段階では「住民税本人課税で所得が200万円以上300万円未満」で月額マイナス650円、第7段階では「住民税本人課税で所得が300万円以上

500万円未満」で月額プラス240円、そして、第8段階が上限となり、「住民税本人課税で所得が500万円以上」で月額プラス1,280円という設定にするとの説明でした。

なお、執行部として保険料を改正しなくて済む方向でもいろいろ検討したそうですが、今回改正しない場合は平成21年度から平成23年度までで約5億円から9億円の赤字が発生することがデータ的に予想されることから、今回の条例改正の提案となったとの補足説明がありました。

本議案に対する質疑においては、第8段階に移行される方は保険料が年間9万2,400円になり、1万5,360円の増額になる。上げ幅が大きいのではないかと。もう少し準備基金を取り崩して上げ幅を抑えられなかったのかとの問いに、財政安定化基金償還金が平成23年度までであるので、その部分の一定の担保ということで全額は取り崩していない。償還金がなかったならば、今回準備基金の全額を取り崩したが、今回はしていないとの回答を得ました。

また、団塊の世代の大量退職も始まり、その方々が第1号被保険者になることになるが、3年に1度の保険料改定で、今回の8段階ではなく、さらに段階が増えて引き上げられることが予想されるが、それを未然に防ぐ対策は考えているのかとの問いには、このままではどんどん保険料が上がっていく、市では現在特定高齢者、一般高齢者を含んだ中で、介護予防事業を6事業実施している。今後、さらに事業を充実させ、介護保険料の抑制に努めたいとの回答を得ています。

そして、委員からは、近隣の介護保険料設定が低い市は何か特別な事業により抑制効果となっているのかもしれないので、今後調査し、参考にできる部分は実行してほしいと要望がありました。

質疑を終え、討論では、改正案では現行の6段階から8段階に改正され、改正前後で第1段階から第3段階までの低所得者層では保険料が据え置かれていることは評価でき、さらに第5段階、第6段階でも改正後一部引き下げになるのも事実である。しかし、改正後の新設される第7段階及び第8段階はこれまでよりも負担が重くなっている。さらに、第4段階について、被保険者本人は非課税でも世帯に課税されているところでは改正後負担増になるということは見過ごすことができないとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第20号につきましては大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本議案は、平成17年3月に策定しました太宰府市地域福祉計画が5年間の計画期間を迎えたことから、平成21年度に見直しを行い、平成22年度からの計画書策定に向け調査審議する附属機関として地域福祉計画策定委員会を設置することに伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものです。

本議案に対する質疑におきましては、この委員会のメンバーの構成、一般市民の公募、男女

の比率はどう考えているのかという質問に対し、構成委員は、民生委員、児童委員、福祉ボランティア活動をされている人、見識を有する人、その他市長が適当と認める人を15人以内でということを選任していきたい、また市民公募については考えていないということ、そして男女の比率は女性委員40%を目指したいという回答を得ました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第21号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

改正案では、保険料の段階が現行の6段階から8段階に改定されます。改正前も改正後も1段階から3段階までの保険料は据え置かれていますが、この段階に当てはまるのは非課税の方で、もともと所得が少ない方で、収入によっては最低限の1段階の保険料も重たく感じておられる方も多いと思います。改正前の5段階から6段階におられた方で、一部引き下げられる方もおられるのは事実ですが、改正後に新設される7段階及び8段階にある方は、これまでよりも負担が重くなります。そして、第4段階については、保険者本人は非課税でも世帯が課税されているところに改正後負担増になることは見過ごすことはできません。大もとは、国の国庫負担のあり方もあると思います。介護保険制度発足当初は国が公費負担を2分の1行っておりましたが、今では4分の1に減っています。このことについては、全国市長会や町村長会などからももともと戻せと声が上がっており、本市でも同様に国に対して制度改善の働きかけ、そして今後3年に1度の介護保険制度の見直しのたびに保険料の負担増の改定を行わないでいいように対応策を講じていただくことを重ねて要望いたしまして、本会議採決に当たっての反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 所管の環境厚生常任委員会、藤井議員が委員会で述べたとおり、反対討論を行っておりまして、同じ会派ですので私も反対をいたします。

皆さんも新聞でご存じだと思うんですが、この介護保険、保険料を払い、介護を受けるという状況の中で、介護の認定基準が大幅に見直されて、いざ介護を受けようとするとなかなかその介護の度数が低くなるような仕組みになってしまっているというのが国会で大きな問題になりました。舛添厚生労働大臣としてもそのことを認め、ある一定見直しをしなければならないという回答を昨日国会で行っているように、介護保険料は払っていざ介護を受けようとする、より一層また介護保険料を払わなければならない、こういう仕組みになっておりまして、ただいま藤井議員が反対討論いたしました内容について、同じような状況ですので、私も反対といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時04分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、2款1項7目財産管理費の庁舎維持管理費、機構改革に伴う庁舎営繕工事費として142万円の増、2款2項1目企画総務費のまちづくり推進費、歴史と文化の環境税整備事業基金積立金として、歴史と文化の環境税の増収分と利子、合わせて478万2,000円の増、9款1項5目災害対策費の災害対策関係費、防災ハザードマップ作成に係る委託料として500万円の増などが計上されております。

次に、歳入の主なものといたしましては、1款8項1目歴史と文化の環境税、増収分として460万円の増、16款2項1目不動産売払収入、2件の市有財産を売却したことによる3,069万5,000円の増などが計上されております。

また、繰越明許費補正について、防災ハザードマップの作成事業、小学校施設整備事業が計上されております。

委員からは、まほろばの里づくり事業基金及び財政調整資金積立金の今年度末の見込み額について質疑があり、まほろばの里づくり事業基金については約5,300万円、財政調整資金積立金については10億円弱を見込んでいるとの回答がありました。

また、繰越明許費補正されている小学校施設整備事業について、耐震補強工事の設計及び工事の進捗状況について質疑があり、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府西小学校を対象として既に設計を発注しており、工事については平成21年7月、8月に完了する予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第22号の総務文教常任委員会所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳入の主なものとしては、16款2項1目の市有地売払収入のうち、所管分として446万1,900円が計上されております。これは、国分区の公園の整備が完了し、周辺道路の残地を隣接者に処分したことにより増額補正されるもの。そのほか、20款6項1目の佐野土地区画整理事業保留地処分金の1,181万9,000円は、保留地の売却による収入が今年度になったことで計上されているものと説明がありました。

歳出の主なものとしては、2款2項6目コミュニティバス関係費の停留所設置工事費として200万円が増額補正されております。これは、4月1日から運行開始する高雄回り線のバス停19カ所分の設置工事費で、埋め込み式を13本、置き型を6本設置、バス停の標識は西鉄の既製品を使用し、設置工事は西鉄の関連会社が行うという説明がありました。また、このコミュニティバス運行補助金が1,775万2,000円増額補正されております。これは、燃料費の高騰が主な要因で、さらに通学割引制、乗り継ぎ制を実行したことによる収入減により、前年度以上に不足額が生じたことから増額補正するものと補足説明がありました。

次に、繰越明許費の当委員会所管分は4事業で、このうち道路拡幅事業はセットバックに伴う用地協議に時間を要したこと、都市計画関連事業については、県の都市計画道路見直し方針に沿って進めている事業において、県の方針が来年度にずれ込むことから繰り越しすることです。

委員からは、歳出補正予算、バス停留所の設置工事について、専門性がある場合は仕方がないが、地元の業者にできるものは地元の業者を使ってもらいたいという要望があり、さらにコミュニティバス運行補助金の負担が増えた要因の説明を求める質疑がありました。

執行部からは、燃料費の高騰による負担増、学割制度、乗り継ぎ制の導入による減収、全体的な乗客の減等、また人件費削減を図ったものの、昨年と比較して約390万円増えているとの説明がありました。

その他、所管分の項目について質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告が終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、各常任委員会に分割審査付託されました議案第22号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容につきましては、歳出3款民生費、3項生活保護費では、1目生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費のシステム導入委託料及びパソコン等購入費の計上で、これは10割の国庫補助となりますので歳入も同額を計上しております。また、システム保守委託契約の関係で、5カ年の債務負担行為となっております。

2目扶助費では、被保護者世帯の増加及び医療受診の増による追加補正で、これも国庫負担金として4分の3が歳入補正されています。

次に、歳出4款衛生費、2項清掃費では、2目塵芥処理費の美化センター関係費、工事請負費の計上となっております。これは、浸出水処理施設を中心とします施設の改修工事で、地域活性化・生活対策臨時交付金事業により認定される見通しとなりましたので、計上されています。国の第2次補正予算が今回の補正には間に合いませんでしたので、財源は全額一般財源となっておりますが、本日提案の一般会計補正予算第5号にて、一部財源の更正をされるということです。

また、これにつきましては、平成21年、平成22年度で行うということとなり、繰越明許費として同時に補正されています。

続きまして、歳出11款1項の墓地のり面災害復旧事業の繰越明許費の計上ですが、これは、本年度、速やかな工事完了を予定されていましたが、工法の調整作業が生じまして、年度内に完了ができないため計上されております。

以上、審査においてさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第22号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 議案第22号について賛成討論いたします。

総務文教常任委員会に付託されていましたが9款1項消防費、5項災害対策費委託料、ハザードマップ作成委託料の500万円についてであります。

どのようなマップの作成を考えておられているのか分かりませんが、お金をかけられる分、いざというときに役立つハザードマップであること、また広報だざいふ2009年3月1日号にありますように福岡県では土砂災害警戒区域等の指定をなされる予定ですので、地域の危険箇所把握の視点から、土砂災害警戒区域の地域実態に即した避難場所、災害時要援護者に配慮した避難誘導等の対応策や地域内の消火栓、防火水槽等地域の災害履歴や災害に関する伝承等、予防応急手当ての説明、地震、風水害の知識、備え、発生時の行動マニュアル、非常時持ち出し品、避難場所の防災倉庫の備蓄品、火災であれば、自主防災組織がどの地域においても同様な取り組みができるようなハザードマップを作成していただくことを要望して賛成討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

ただいまの各常任委員長長の報告は原案可決です。本案を各委員長長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時18分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」及び日程第19、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第23号及び第24号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、議案第11号の介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定にありましてとおり、交付されます国庫補助金を歳入で受け入れ、基金積立金として全額歳出するという額を計上し、今回歳入歳出それぞれ3,419万2,000円の増額補正となっております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第23号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、積立金の運用利子の増額に伴い、歳入歳出それぞれ3万8,000円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第24号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第23号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20と日程第21を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第20、議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」及び日程第21、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」及び議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとしては、収益的収入において給水収益を平成19年度決算見込み額の1.4%増で予定して計上していたが、有収水量の伸びの鈍化に伴い昨年4月から今年1月までの実績をもとにして今回1,503万円減額するもの。また加入負担金についてはアパートやマンション等集合住宅の開発が多かったこと。また高雄二丁目の開発分の収入が今年度の収入とな

ったことにより7,781万5,000円を増額補正するもの。収益的支出の委託料の減額補正については競争入札の契約落差によるものや処理量の減によるものと説明がありました。

以上、予算書3ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けました。

委員からは、水を使う量が減ったから収入が減ったという説明であったが昨年一昨年と比べてどうなのか、渇水時や節水呼びかけた年と比較してどうなのかとの質疑があり、執行部から、平成18年度から平成19年度への伸びは1.4%ほどあったが、平成19年度から平成20年度の伸びはほとんどなく、横ばいである。平成20年度の水道利用量が伸びない理由としては社会経済情勢の悪化により利用者が節約をしていること、また節水機器の普及も要因と考えており、近隣市でも同様の傾向が出ているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第25号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとしては、まず収益的収入の営業収益の下水道使用料について、平成19年度決算見込み額の1.5%増とホテルグランティアの温泉汚水分を見込んでいたが、水道事業会計と同様の理由から1,958万4,000円減額するもの。特別利益、その他の特別利益について御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金の平成17年度までの剰余金を年度ごとに特別利益として会計処理していたが、県と協議の結果再精算があり、本市分としては1億1,776万4,000円の追加還付があったため今回補正するもの。また収益的支出の営業費用の資産減耗費908万5,000円の増額補正については、五条雨水幹線整備工事に伴い、汚水管除去のための費用であるとの説明がありました。

そのほか全般にわたって水道事業会計と同様、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をされたことなど、執行部から詳細に説明を受けました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22から日程第29まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第22、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」から日程第29、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」から議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月25日、第1日目の予算特別委員会で執行部から概要の説明を受け、3月12日、16日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

まず、平成21年度の予算編成に当たっては、市長のマニフェストの早期実現及び総合計画に掲げた各種施策・事業を推進するため、限られた財源の重点配分と効率的、効果的な事務事業の推進を前提に、継続事業の見直し、新規事業の抑制、経費の節減、市債発行の抑制など徹底した節減合理化を図り、予算配分を行ったということでした。

審査に当たりましては、平成21年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料を参考に質問形式により、平成21年度の施策に対してできるだけ明らかにするよう審査をいたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼を申し上げます。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全委員で構成された委員会であることから、その内容については省略をさせていただきますので、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思っております。

初めに、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長から提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。

なお、委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討いただき、適切な処理をされますようお願いをいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の5件の特別会計について、一括してご報告を申し上げます。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第28号の国民健康保険事業特別会計予算は委員全員一致で、議案第29号の老人保健特別会計予算は委員全員一致で、議案第30号の後期高齢者医療特別会計予算は大多数をもって、議案第31号の介護保険事業特別会計は大多数を

もって、議案第32号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員一致で、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第33号の水道事業会計及び議案第34号の下水道事業会計については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（不老光幸議員）** 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会では審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

**○2番（藤井雅之議員）** 議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」反対の立場で討論いたします。

まず、年度末のお忙しい中、予算審査資料への対応をしていただきましたことを改めてお礼申し上げます。

平成21年度の予算は182億8,562万9,000円となっており、前年より0.5%増の内容です。アメリカ発の金融危機の勃発で世界規模の不況が襲う中、政府の緊急経済対策の各交付金を活用した事業なども含まれております。しかし、三位一体の改革以降、地方への交付税を削減する基本方針は維持されたまま、自治体に借金を押しつけ、福祉や教育に対する補助金の削減の結果、市民負担が強まっています。平成21年の予算執行に当たっては、福祉の分野で前進している部分もありますが、しかし歳出の一部にこれまで再三にわたって廃止を要求してきた解放運動団体への補助金、扶助費などが継続されようとしており、認めることはできませんので、本会議採決に当たっての反対討論といたします。

**○議長（不老光幸議員）** 賛成討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

**○16番（村山弘行議員）** 賛成討論をいたしますが、賛成に当たっては1つ指摘をしておきたいと思いますが、市民生活に直結する予算でありますから、これは中身の部分で問題があるとしても基本的に賛成せざるを得ないということで賛成をいたしますが、特に申し上げておきたいと思っておりますのは、南保育所の民間委託につきまして、現状、本日19日ではありますが、まだ関係する団体との協議が調っていないと、こういう状況にあります。あと11日間で今月が終わろうと

し、予定でいきますと4月1日からの民間委託というのはどうしても時間的に間に合わない、そういう気がいたします。民間委託をする際には、もう市長の説明の中にもありましたように、行政改革の中のこれを進めていこうと、こういうことは、これはもう議会も理解をしておりますが、事前に前広に関係団体と協議なり理解を得るということで委託については執行していかなくやいけないというふうに思っておりますが、保護者の理解、あるいは対応する労働組合の理解、合意形成が今日できていないということについては、もっともっと早くから協議なり理解を得る必要があったらというふうに思いますので、この部分については厳しく指摘をし、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、平成21年度予算編成に対しまして、執行部、大変苦勞されながら予算編成されたことについては、予算審査の中でよくわかりました。私は、この長い議員活動の中で感じることは、当然国が出さなければならないこの補助金、交付金、これが年々カットされてきているという現状です。決算を見てもそうですが、当初予算でもそうです。また、市の平成21年度経営方針、また市長の施政方針の中にもそのことがはっきりとあらわれております。当然、市は直接市民に責任を持つ予算を編成するわけですが、財政が少ないためにどうしても市民負担を強める結果になっておりますし、その結果、やはり指定管理者や民間委託、こういう状況につながってくるわけでありまして、本来、直営ですべきところまで国の方針に基づいて指定管理者や委託、こういう状況に虐げられておる、これが今年度の予算編成の中にもあらわれておりまして、私は国の間違った国策が地方自治体に押しつけられ、それによって市民の負担になる予算が本年度も同じように編成されておりますので、この予算について、全面的反対ではありませんが、一部ありますので反対を表明をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時54分〉

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 動議の提出をお願いいたします。

ただいま可決いたしました平成21年度太宰府市一般会計予算に対する附帯決議を提出いたします。

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま4番渡邊美穂議員から議案第27号に対する附帯決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

したがって、直ちにただいまの動議を議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 南保育所の予算執行に係る附帯決議について、その内容を説明をいたします。

まず、議員の皆様にご理解をいただきたいのは、予算については可決されており、この附帯決議は南保育所の民間委託に関する予算の執行期日についての意見であるということです。

私は、一般質問でも予算委員会でも申し上げましたが、現在、南保育所の保護者のほとんどは4月1日に民間委託され、延長保育や休日保育が新しいサービスとして実施され、引き継ぎについても子供たちの混乱ができるだけ軽減されるよう4名の市の職員が1年間残るものだと考えておられます。しかし、新しいサービスを行うことは、市と委託業者との間にかわされた契約違反に当たるため、当面実施することはできません。また、市の職員が1年間残って保育業務に当たりながら引き継ぎを行うことは、労働者派遣法に抵触する可能性があり、難しい状況であるため、先日の予算委員会において副市長は、引き継ぎが終了次第、職員は引き揚げさせると答弁されました。

このように変更されていることを当事者である保護者はご存じありません。今回のようなケースの場合、引き継ぎは通常、市の直営で運営している間に委託される業者から保育士を派遣して行われます。子供たちは、生まれたときから1日のほとんどの時間を保育士と過ごしており、保育士は、いわば親がわりであるため、その顔ぶれがいきなり変わってしまうと非常に混乱することが一番懸念されます。ですから、その引き継ぎや保育内容の変更は慎重に行われなければなりません。当然、保護者の方も制度変更にあたってそれが一番大きな問題だという認識をお持ちだと思います。

平成21年度予算については、市民生活に直結するさまざまな施策にかかわることがあり賛成はしておりますが、南保育所の民間委託については、まず何よりも保護者の理解が優先されると思います。しかし、あと残り10日の間に法律に抵触せず、どのように引き継ぎを行うのか、委託先や組合と協議を調えた上で保護者へ説明し、理解を得ることは、実質不可能に近いと言

わざるを得ません。

したがって、予算については認めることはできても、4月1日にその予算を執行することについては、議会として意見を表明しておくことが必要であると考えたため、今回附帯決議を提案させていただいたものです。

以上、趣旨をご理解いただき、賛同していただきますようお願いして趣旨説明といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する附帯決議について賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

したがって、ただいまの附帯決議は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対13名 午後1時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時01分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時01分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は、反対の立場で討論いたします。

同制度につきましては、いまだに差別医療と根強い不満の声もあり、保険料の引き落としが行われるたびに不服審査請求をされる件数が増加傾向にあることなどからも、同制度廃止を求める声は大きいと思います。

以上の理由から本会議の採決に当たり反対を表明いたします。

○議長(不老光幸議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 同じ会派で予算委員会でも藤井委員が反対討論をいたしております。

また、国会でもこの前期高齢者、後期高齢者、こういう制度や後期高齢者医療制度の問題が大変に論議になりまして、最終的には与党の中からもこういう後期高齢者医療制度は早過ぎた

と、やはり老人保健制度のほうがよかったというような声も出てきている状況であります。本当に今日の世の中をつくっていただき、豊かな、私どもこういう生活が送れるのは戦前戦後築いて苦労いただいた方々を新たに国民健康保険、この制度から外して後期高齢者医療制度に組み込んだことについて、私は早く廃止をすべきだという立場で、この特別会計予算については反対をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時04分)

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

先ほど反対いたしました議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」で、これまでの6段階から8段階に新たに介護保険料の段階が改正されますが、今回提案されております特別会計の歳入において第1号被保険者の保険料収入は前年よりもマイナスになっておりますが、委員会の中でも答弁でありました新たな議案第20号を反映した保険料については、今後補正予算で対応するということを言われておりますので、議案第20号に反対しております立場から、関連のあります第31号についても同様に反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 同じ会派ですし、反対討論も委員会でもしておりますが、本当にこの介護制度が発足から今日まで次から次に制度が後退をしています。予算の中に介護審査会もありますが、いざ本当に介護を受けようと思ってもなかなか介護の要支援から要介護までが実態に即してないという面もありますし、本当にまた介護にも大変なお金が必要という状況があり

ます。そういう状況で、私はこの議案第31号については反対をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時08分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第30、議案第36号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求め  
ることについて」を議題とします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま  
す。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第37号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第31、議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求め  
ることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、武藤哲志議員の退場を求めます。

(19番 武藤哲志議員 退場)

○議長(不老光幸議員) 提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) ただいま平成21年度太宰府市一般会計外7会計予算の可決承認をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

平成21年の第1回太宰府市議会定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、監査委員の選任に関する人事案件1件と補正予算1件の合わせて2件の議案のご審議をお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、早速提案の理由を説明を申し上げます。

議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本年、4月30日付をもって議員選任の監査委員安部啓治氏が一身上の都合により辞任されることになりましたので、その後任といたしまして武藤哲志氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

武藤哲志氏は、昭和50年4月、当時の太宰府町議会議員選挙において初当選以来、今期で通算9期目を迎えられておりまして、これまで34年間の長きにわたり太宰府市政発展のためにご活躍をされたところでございます。

私は、人格、識見にもすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えておりますので、略歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託、質疑及び討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託、質疑及び討論は省略します。

採決を行います。

議案第37号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第37号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午後1時12分〉

○議長(不老光幸議員) ここで武藤哲志議員の入場を求めます。

(19番 武藤哲志議員 入場)

○議長(不老光幸議員) 武藤哲志議員に申し上げます。

ただいまの議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意

されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第32 議案第38号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について**

○議長（不老光幸議員） 日程第32、議案第38号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第38号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年3月4日、国の第2次補正予算の関連法案が成立したことによりまして、急遽歳入歳出にそれぞれ11億8,640万8,000円を追加し、予算総額を209億9,310万2,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、定額給付金及び子育て応援特別手当の給付費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業での緊急雇用対策としての事務補助員雇用のための費用、4号補正で計上いたしておりました地域活性化・生活対策臨時交付金事業、3事業の財源である交付金でございます。

その他、地元商工会が定額給付金地域還流事業といたしまして、プレミアム商品券発行に対する補助金及び地域再生基盤強化事業などの補助金と起債の充当、充当残でございます一般会計に対し、財源対策債の調整分が急遽上乘せされることが決定したための財源更正を追加計上させていただきます。

なお、この財源対策債は、後年度に50%の交付税措置がございます。また、緊急雇用対策事業の繰越明許費などの追加4件、繰越明許費の変更2件、財源対策債の調整分により地方債の変更2件を補正をさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時16分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第33、請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、紹介議員となっている委員から、任意の団体に対して使途を限定しない補助金を交付すること、個人情報取り扱いなど問題があるので、まずきちんと制度を構築して、平成22年度から実施すべきである。請願者は、制度そのものに対して反対をしているわけではないが、行政の説明にまだ不明な点があり、現場である自治会の総会などで混乱が予想されるため、区長制度の廃止延期を求めるものであるとの補足説明がありました。

紹介議員である委員に対して、区の総会、役員会等正式な手続を経て請願書に署名をされているのか、事務的な部分を調整すればこの問題は解決できるものなのか、請願者は役員等区民に対して制度の説明は行っているのかとの質疑に対し、区長とは記入されているものの個人として提出されたものであること、請願者に直接聞かなければわからない点はあるものの条例など制度設計がきちんとされない限り事務的な問題は解決しない、22行政区すべては把握できていないものの一部の行政区では役員会等で説明を行ったが、混乱があったとの回答がなされました。

また、執行部に対しては、区長協議会三役に対して説明を行った昨年10月7日以前に各区長に事前説明していたのか、執行部として各行政区の役員等区民に対する説明をしたのかについて質疑があり、執行部からは、10月7日以前の動きはなかったこと、都府楼区、五条区及び五条西区で説明を行ったことが回答されました。

質疑を終え、討論では、制度変更には多少の痛みは伴うものの新しい自治会制度のもとで行うべきこと、自治会に担ってもらうことを整理し、住民との協働を進めていくべきとの反対討論、1年の猶予期間を設けて当事者である区長の理解をしっかりと得た上で実施すべきとの賛成討論、請願は一部の方から提出されたものであり、4月1日実施に向けて既に自治会としてスタートした区もあるためこのまま実施すべきであるとの反対討論がありました。

討論を終え、採決では可否同数となりましたので、委員会条例の規定により委員長が採決を行い、請願第1号については不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に審査付託された請願第1号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今の請願に対する総務文教常任委員会での反対のご意見、賛成のご意見などについては、今委員長のご報告でわかりました。大変重要な問題でありますので、可否同数であったので、委員長の判断で会議規則によって否決をされたということではありますが、委員長の否決された、ほかの委員さんの中身はわかりましたが、委員長の否決の理由が私どもにはわかりませんので、委員長の否決の理由についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 総務文教常任委員長 清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 委員長として意見は差し控えておりますので、この委員会について委員長としての意見は述べておりません。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会でも今質疑がありましたように、私が採決をするような立場にありました。あえて意見は表明しませんでした。本会議において、そういう意味において区長制度の廃止延期を求める請願について、私の立場で反対の立場で討論をさせていただきます。

まずは、第1点目でございますが、市長が進めようとしております協働のまちづくり、あるいは地域コミュニティづくりに関しましては、大部分の区長さん方が理解をされている、ということが平成20年11月28日の臨時区長会での議事録を読むとそのように理解をいたします。

また、今回の一般質問等でも、この請願の紹介議員も議会での代表質問で大方の区長さんたちは理解をされていると、このように質問でも述べておられます。問題は、その時期の問題であります。すなわち、今回の請願の願目は、1年延期せよということであります。その理由として、今回の請願書は5点にわたって理由が述べてあります。私も、この5点にわたって精査をしてみました。

まず、1点目でございますが、まずこの1点目のこの理由について述べてありまして、1点目は2つあります。一つは、自治会長や校区協議会会長の業務負担が増えるのではないかと。もう一つは、地域要望について校区協議会ができることにより、現在よりもその要望が遅くなるのではないかと懸念が示されております。

このことについて、市長は次のような見解を示しております。これは、臨時区長協議会の会議録でございます。区長制度の発足から現在までの社会情勢の変化や個人情報保護の観点から、区長さんへの委嘱業務を縮小してきている。反面、地域住民の代表である自治会長の役割はますます増えてきている、と臨時区長協議会で区長制度の廃止の説明をされています。ですので、今回の規定見直しは、自治活動の活性化が必要不可欠であるから、地域住民の代表者である自治会長として行政と協働のまちづくりを進めていきたいとの見解を述べておられます。ですので、この区長さんや校区協議会の会長さんの業務が増えるということは、この区長協議会の中でもそのことは認めておられます。しかし、区長さんそのもの自体の委嘱の仕事は減っているということございまして、その分、自治会長としての役割が重くなるということじゃないかなと思います。そういうことの中で、この地域要望につきましては、しばらくは各自治会長の名前で上げていただいて、従来と変わりはない。また、校区協議会でたくさん仕事をやると、当然仕事が増えます。しかし、そのときは各委員会の委員さんに出ていただいて、自治会長さんばかりが仕事が増えないようにしたいと、このように述べておられますので、私は、第1点目に関してはクリアをされているのではないかなと認識をいたしております。

2点目は、区民に対する説明の期間が必要であるということでございます。私も、当然でございますが、組織が変わりますので、自治会員さんに説明することは当然必要だと思います。そのため市長は、平成21年度は経過措置として各自治会への状況を見て、平成22年から本格的スタートをしたい。あくまでも平成21年度は、何回も何回も準備期間と答弁をされております。私は、基準日を平成21年4月1日にするからこそ、改めて地域コミュニティとは何か、また協働のまちづくりとは何か、市民の中で議論が起きてくるのじゃないかということを期待をいたしております。

3点目です。③補助金の受け入れ態勢をつくるのが先決であるということが、この1年延期を求める理由の一つに入っております。執行部とこの区長さんとのやりとりの中で、自治会から請求されて指定された口座に振り込むと明らかにされておりますので、この問題は自治会で早急に受け入れ態勢の口座をつくればいいのかと思っておりますので、この3項目についても、私は執行部は一生懸命努力をされているのではないかなと思っております。

4点目でございますが、これは、先ほど2点目で述べたものと同じ内容になるかと思っておりますので、この分に関しては省略をさせていただきたいと思っております。

最後に、5点目に議会に十分な説明がなされていないということでもあります。これは、議員さんたちの受けとめ方によってどう受けとめるかということでもあります。10月のたしか10日だったと思っておりますが、10月8日にこの区長制度見直しについて区長の役員さんかな、に執行部として説明をしたということで、私のところ、所管である総務文教常任委員長のところ、とりあえず区長さんたちにこういう区長制度の見直しを説明したので総務文教常任委員会で説明をしたいけどどうであるかということに関して、議会に関してもすぐ報告をされました。私のほうとしては、それなら総務文教常任委員会を開くかということで、執行部と話をしたんですが、区長さん全体にはまだ説明をしてない、そういうことで、役員の方には説明したけども区長さんのほうに先に説明するのが先で、その後委員会で協議するかどうかということに関しては、またご連絡をさせていただきたいということで、その後区長会で説明をしたということで、総務文教常任委員会でも説明をさせてほしいということでしたので、私のほうとしては、これは全市にかかわる話でございますので、総務文教常任委員会で説明を受けるのがどうかかなということがありましたので、小柳副委員長とも話して、全員協議会でやっぱり説明を受けるべきではないかなと、こういう思いをいたしておりました。たまたま10月28日に区長協議会があったんですか、区長協議会か何かあって、29日だったと思っておりますけども、私のもとに電話がありました。ちょうどこのときは議会運営委員会の視察でございましたので、昨日区長協議会で説明をしたので、議会のほうとしても早急に説明をしたいのでどうだろうかということがありましたので、たまたま議運の視察でございましたので、議運の委員さんたちにこういう話があるけども議会としてどうするかということをやったら、総務文教常任委員会でまずは聞こうということで、総務文教常任委員会で説明を受けました。これが11月9日だったと思っておりますけども、その後、11月28日に臨時区長協議会が終わって、その後12月1日に全員協議会で説明を受けたと。だから、執行部としては、区長さんたちの立場、区長協議会の立場、どちらを先に言うかということもあろうかと思っておりますが、その辺の順序を経ながら、私は今日まで来たんじゃないかな、このように理解をいたしております。

そういうことで、どこまで十分な説明かどうかということは、私もよくわかりませんが、しかし、今経過を申すとそういうような経過になっておりますので、その中で、特にこの区長さんの請願の中身とは違う内容で、紹介議員の話の中に、自治会はやはり任意団体であると、やっぱり制度設計あるいは条例等きちっとして位置づけをしてからやるべきではないかなというご意見もございまして。私も、その補助金が丸投げされるということはないとは思いますが、やはりその辺のことにしましては、制度設計もあわせてきちっとした形で、補助金、市民の税金でございますので、任意団体とはいえ何でも使っていいという話にはならないと思っておりますので、その辺は交付するに当たっては十分注意をさせていただきたい、そういう指摘もあつてますので、私はそのことに関しては異存はありません。ただ、そのために制度設計ができてから

協働のまちづくりをするようになってくると、またこの1年という話で終わるかどうかという問題もございますので、まずは走りながらその辺のことも考えていっていただきたいと思っております。

それから、当然この請願を採択された場合は、区長制度は1年間そのまま残すということになります。最終的に市長が区長への委嘱をするかどうかということは判断することになります。採択されれば、当然市長は議会の意思を尊重しなくちゃなりません、これから採決あるわけですけど。しかし一方、区長さんたちの組織である区長協議会では、平成21年度を基準日とすることについては了解をされているということをお聞きいたしております。

そういうことで、この区長制度の廃止については、市としては区長協議会を通じて協議をなされ、そして2月13日に要望を受け、回答をして、2月20日の区長協議会では異論はなかったとの報告を私たちは受けました。そういうことから考えると、手続上に瑕疵はなかったと考えております。私は、ここで、この請願の採択を賛成することになりますと、当然予算との絡みが出てまいります。採択をすることによって、私はかえって混乱をするのではないかと予測をいたしております。

しかし、最後にですが、そういう意味において、なるべく混乱をしないように、私は最後に、これだけ22名の区長さんが個人レベルとはいえ請願に署名をされております、そこについては執行部もしっかりと受けとめて、本当の意味の協働のまちづくり、地域コミュニティづくりがスムーズにいくことを心からお願いいたしまして、反対の討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 反対の討論はいただきましたが、私は、やはりこの長く続いた区長制度、これは本当に太宰府に根づいております。やはり区長というのは、特別職の職責があります。また、職務もあります。それから、守秘義務を守らなければならない責任もありますし、やはりさまざまな行政区の中でも公正中立を保つ責任があるわけでありまして。区長会を延期してほしいという請願がありますが、私は、本来は長く実績や経験や長い歴史の中で築いてきたこの区長制度は、私は残すべきだと考えております。

コミュニティの問題についても、それは必要です。コミュニティはコミュニティとして充実させていけばいいということでもあります。これは、区長制度を1年延期していただきたいということで、行政側もそういうふうに対応されているようですが、私は、この請願はやはり賛成すべきだという形で態度を表明しておきます。

○議長（不老光幸議員） 反対討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私も、反対の立場からいたします。

この請願を見まして、要旨の中で井上市長が突然って書いてありますね。これは、井上市長

は突然言っておるんじゃないんですよね。もう前佐藤市長時代の第四次総合計画でうたわれ、そしてそのときに世話人代表の人は特にその職にあったというような方もあって、これは突然というよりも、本人が逆に区長さんたちに説明せんならん立場におられたんじゃないかなろうかと思えますけども、これはそういうようなことで、突然ということはないと。前佐藤市長時代にこれがもう出てきておったと。それから、それにつれて2年前にこのようなダイジェスト版が各家庭に配られたと。それで、市民の方も、ああ、こういうような社会の変遷になってきておるんじゃないかなろうかというようなことで、ご存じの方もかなり出てきておるんじゃないかなろうかと思えます。

先ほど清水議員が各項目ごとに言われましたので略しますけれども、なぜ4月1日がいけないかというようなことで、1年延期される理由をひもといてみますと、私は、各区長さんはこの制度そのものについては絶対反対ということじゃなくって、おいおいやっぺいこうというような気持ちの方が多いと。ただ、4月1日実施を決めなくちゃいけないということは、新年度予算、4月1日から予算がこれに伴ってくるわけです。これをやはり新年度の予算を各行政区でも組まれなくちゃいけないというような問題があります。ほんで、見ておりますと、区長報酬をなくしてというような言葉もあるわけですが、この区長報酬をなくしてやなくって、区長報酬はこれを区長という言葉で自治会長と読みかえればこれが出てくるわけでございまして、そういう自治会長さん、あるいは役員の手当、それから運営費等を含めて予算が組まれておるわけでございしますので、4月1日というのは、予算に伴うての実施というふうに私は読みかえております。

したがいまして、先ほど清水議員も言いましたように、各区の運営というものは今までどおりに区長さん、あるいは自治会長さんが中心となってやっぺいかれればいいと、その間に新制度の役員等を決めていただければいいというようなことでございまして。それで、今までの区長制度を自治会長と読みかえれば、これはスムーズに各行政区でのいろんな規約等も、その部分だけを変えれば大体出てくるんじゃないかなろうかと私は思っております。

それから、こういう新制度になるので、幾らかでもやはり新制度発足当時は予算が伴うものですから、予算審議の中で私お尋ねしましたところ、やはり今までの区長報酬だけで行っぺいなくって、260万円ほどこれが増額されておるといことがはっきりしております。したがいまして、各行政区には無理のないやり方が出てきておるんじゃないかなろうかと思っております。

それから、2月13日に要望書が区長協議会から出されております、市のほうに。これが、6点ほどあるわけですが、それに対しまして2月16日付で井上市長から要望書についての回答がきちっと出されております。予算が伴うことでございまして、各行政区も困ろうということ、現在の区のあり方を進めながら、そこで各自治協議会から予算の請求があれば8月ごろまでには交付しますと、はっきりとこういうふうで各行政区に交付されて支障のないようになっております。それから、やはり問題があろうと思われまので、担当職にも位置づけていくと

いうことで、そういう親切丁寧に要望書に対する回答もあっております。

したがって、この自治制度については、私はスムーズに移行するものと確信しておりますので、この請願につきましては反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 紹介議員といたしまして、この請願を採択していただきたいという立場で討論いたしますけども、44行政区のうち半分の22の区長さんが署名されて議会に請願されているという、その重み、ぜひ考えていただきたいなと思います。先ほど単純に自治会に名前がかわるだけで円滑にスタートするということも言われておりますけども、その説明の過程の中でそういった形でとらえることができないからこそ半分の区長さんがこうやって請願をされているんだというふうに私は認識しておりますので、重ねてこの請願を採択していただきたい旨要望いたしまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私も紹介議員として、委員長報告は不採択でありましたから、委員長報告に反対で採択をぜひお願いしたいということで討論をしたいと思いますが、もともと昨年の5月に2年間の委嘱状を市長は二十数名の区長さんたちに委嘱をされました。それから、5カ月後には区長制度を廃止にするということは、だれが聞いても突然であります。突然ではないということではないと思います。したがって、11月28日の臨時区長協議会の中では、あらかじめの意見、私の会議録では、問題があるから待ってくれと、こういうのが11月28日の臨時区長協議会の会議録を読めば、そのようであります。制度が経過的な措置というふうにご理解をされている方もあるかもしれませんが、経過的措置ならば、予算やら組織はそのままでいいはず。明らかにこれはもう4月1日から実施なのであります。経過ではありません。しかも、私は一般質問で申し上げましたように、区長さん、自治会長手当は平成21年度は平成20年度の実績を見て自治会長さんに出すと、今回に限っては、連合会に交付じゃなくて、自治会長さんに渡すと、そのうちの20%は校区で運用するので80%をやると、こういうふうに言われました。しかし、それは自治会の中でそのお金を満額自治会長さんが使うのか、あるいは半分使うのは自治会の中の判断であります。もし10%しか使わなかったら、そのうちの90%は目的のない補助金になるわけでありまして。そういうものをもって、私はここに書いてあるようにばらまきではないかというふうに指摘をせざるを得ないわけでありまして。税金であります。今、財政厳しいときであります。しかも、この制度については、移行することについてはやぶさかではないが、そのためには合意形成をできるだけとりたいから1年待ってくれと。もともと30名の区長さんたちが署名されておられました。いろんな事情で何名かやめられましたが、やめられた方についても、できれば1年延ばしてほしかったと。しかしながら、自分はいろんな事情があるから取り消したんだ。気持ちは1年延ばしてくれという、ここに出ていない数からすれば30名の方は少なくとも1年間は延ばしてくれというのが当初の気持ちなんです。ですから、私はぜ

ひこの請願については、多くの区長さんのご意見を踏まえて、ぜひとも1年間延ばしていただくような、この請願を採択していただきたいということを切に望みまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） この請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」に対し、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、有志22名の区長により出されました請願は、検討課題も多く、1年間の延長猶予期間を求める請願であります。この請願に署名しなかったけれども、44行政区の大多数の方々が、総会を控え、区民に対する説明とその責任の重さに不安を抱えて心痛されているのではないかと存じます。昨年10月と11月に説明をされ、今年4月1日を基準日としてスタートさせたいという市の方針は、余りにも乱暴で性急過ぎるのではないのでしょうか。自治会規約の改正や予算編成に絡む区長報酬額の決定を自治会役員だけで了承しても、区民を果たして納得させられるのか。自治会制度への移行により、非加入の問題をどうするのか。広報紙の配布や基金活動のあり方、またコミュニティの組織づくりなどなど、整理すべき問題は山積しており、自治会制度を進めていく中で、さらに新たな問題が発生することも予想されます。市当局は、計画を立て、手順を踏み、進めていくことが肝要でありまして、このような見切り発車的な実施は、各行政区の混乱を招くだけであります。

春日市では、新聞報道にもありましたように、今年4月からスタートされるようですが、3年間の準備期間を置き、諸問題についての学習会や地区世話人同士の話し合いの場を持つなど用意周到に進めていく中で、制度廃止の理解が得られ、混乱がなかったそうであります。せめて1年間、この延長の中で市当局とじっくり話し合い、制度設計を構築していきたいという請願でもあります。どうか今回の切実な思いを酌み取っていただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

12番大田勝義議員。

（「どがしこすりゃあいいね。もうよかくさ」と呼ぶ者あり）

○12番（大田勝義議員） 議長、今の失言をとめていただけませんか。

（「何言うね、あんたは」「通告してないとよ」「通告外」と呼ぶ者あり）

○12番（大田勝義議員） 議長。

（「通告してないとよ」「通告関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 発言を控えてください。

12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど橋本議員より討論されましたので、内容については同じ考えでございます。

今回かつてない22人の区長さんから請願が出され、50年間続いた区長制度を新しい自治会制度に移行することに大きな不安を抱いておられます。行政は何度か説明会を行い、理解をいただいているものと思っておられるでしょうが、区によっては地域の事情もあり、区長制度の廃止を1年間待っていただけませんかと議会に訴えられておるわけでございます。私は、このことを議会人として、この請願を門前払いすることは私の気持ちに反することであり、市民から負託を受けております議員としてこの請願を採択することに賛成し、討論といたします。終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。  
よって、原案について採決をいたします。  
請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。  
（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。  
したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。  
〈不採択 賛成9名、反対10名 午後1時51分〉  
~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第34、意見書第1号「「緑の社会」への構造改革を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

協議においては、山の荒廃、二酸化炭素の排出等が問題視されている現状なので、この意見書案には賛成したいという意見が出されました。

本意見書に対する協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第1号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。  
これから質疑を行います。  
ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長(不老光幸議員) 日程第35、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては、指名推選委員会を設置し、付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」は、選挙管理委員会委員及び補充員の指名を指名推選委員会に付託されました。

2月27日に委員会を開き、選挙管理委員会委員及び補充員の指名者を決定いたしましたので、報告をいたします。

選考基準としまして、地域割り、性別、年齢等を考慮した執行部からの推薦案をもとに審査を行いました。審査において、推薦案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております指名結果表のとおり、選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、中村美佐子氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に平島秀一氏、高村良三氏、鶴田伸生氏、本村チエ子氏を指名することで全員一致で決定いたしております。

また、補充員の委員への補充順序は、結果表に記載されている順序によるものといたします。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

本案件の指名推選は、さきに指名推選委員会で指名された方を当選人とすることといたしておりましたので、ただいま報告のありました方々を当選人とします。

改めて当選人を報告します。

太宰府市選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、中村美佐子氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に第1位、平島秀一氏、第2位、高村良三氏、第3位、鶴田伸生氏、第4位、本村チエ子氏、以上のとおりに決定いたしました。

なお、当選人には会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 選挙第2号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、選挙第2号「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に力丸義行議員、安部啓治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました力丸義行議員、安部啓治議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選された議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第37、発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 太宰府市議会委員会条例一部改正提案理由を申し上げます。

発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

提出者は私、村山、賛成者は清水章一議員、小柳道枝議員、佐伯修議員、大田勝義議員、武藤哲志議員、安部陽議員です。

今回の改正は、平成21年4月1日から実施される機構改革に伴い、太宰府市議会常任委員会の所管を変更するのであります。

内容は、総務部の所管は総務文教常任委員会でありましたが、総務部のうち観光交流課を建設経済常任委員会の所管とするものであります。

また、特別収納課が納税課と統合されることから、特別収納課を削除するものであります。

なお、その他の改正は条文の整理をするものであります。詳細につきましては新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 発議第2号 特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第38、発議第2号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 発議第2号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

提出者は私、村山、賛成者は清水章一議員、小柳道枝議員、佐伯修議員、大田勝義議員、武藤哲志議員、安部陽議員です。

議会広報につきましては、現在まで118号まで発行しており、この間、任意の委員会として編集発行にご尽力をいただいております。このたび議会改革の一環として議会の公的な委員会とすべきだとの意見から、この際、議会広報特別委員会の設置をご提案申し上げるものであります。

なお、この特別委員会は5月1日からの任期となります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託、質疑、討論を省略します。

自席へどうぞ。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時01分〉

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は7人の議員をもって構成し、太宰府市議会広報に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、1番原田久美子議員、2番藤井雅之議員、4番渡邊美穂議員、5番後藤邦晴議員、6番力丸義行議員、10番小柳道枝議員、18番福廣和美議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時18分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に小柳道枝議員、副委員長に後藤邦晴議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 議会運営委員会委員長の交代について

○議長（不老光幸議員） 日程第39、「議会運営委員会委員長の交代について」報告を行います。

議会運営委員会の村山弘行委員長から2月25日付で委員長辞任の届けが委員会に提出され、委員会で許可されました。そこで、議会運営委員会において委員長の選出が行われ、委員長に佐伯修議員が選出されておりますので、ここに報告いたします。

なお、委員長の任期は5月1日からとなります。

以上で報告を終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第40 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第40、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第41、「閉会中の継続調査申し出について」についてを議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後2時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年3月31日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 武藤 哲 志

会議録署名議員 原 田 久美子